

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次の通り報酬等及び費用弁償を支給する。

(1) 業務執行理事については、報酬等を支給する。ただし、本会職員の身分を有する者もしくは、つくばみらい市の一般職の職員の身分を有する者が兼務する場合は、支給しない。

(2) 前号以外の理事及び監事については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、つくばみらい市社会福祉協議会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程をもって準用する。

(業務執行理事の報酬等の算定方法)

第4条 業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 通勤手当については、つくばみらい市社会福祉協議会職員給与規程第2条の規定に準ずる額

2 業務執行理事が職務のため出張したときは、つくばみらい市社会福祉協議会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 業務執行理事に対する報酬の支給については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、つくばみらい市社会福祉協議会職員給与規程第2条の規定に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

別表1 業務執行理事の報酬

本会及びつくばみらい市一般職員の再任用職員

種 類	金 額
報酬	月額として、つくばみらい市職員の給与に関する条例別表第2再任用職員の欄に掲げる給与月額に相当する額
その他の諸手当	職員の例による額
賞与	つくばみらい市職員の給与に関する条例の再任用職員に準ずる額

上記以外の理事

種 類	金 額
報酬 週2日	月額 98,000円
報酬 週3日	月額 147,000円
報酬 週4日	月額 196,000円
報酬 週5日	月額 245,000円
その他諸手当	職員の例による額

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。